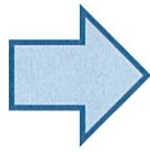


平成27年7月13日
全国町村会

緑地面積率条例制定権限の町村への移譲

- 昨年、新潟県聖籠町が工場立地法に基づく緑地面積率の条例制定権限を希望する町村へ移譲することを提案。
- 経済産業省が、全国町村会から全町村への一律移譲の要請があれば、移譲する意向を示し、継続協議となる。



全国町村会として検討を開始

- 権限移譲に伴う事務の実態、第2次一括法により市まで移譲、地方分権の推進等の観点から、全国町村会経済農林委員会が町村への権限移譲を定めることを決定。
- 47都道府県町村会の事務局長に対し、同権限の移譲を求め、平成27年の地方分権改革に関する提案を行うことの説明とともに、管内町村への周知を依頼。
- 平成28年度の政府予算編成等に対する全国町村会の要望事項に、同権限の移譲を盛り込む。

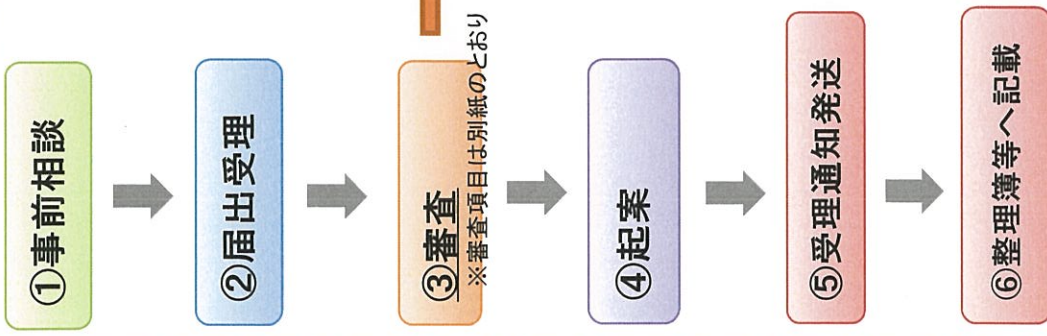
地域の実態に応じた工場立地を推進するため、工場立地法に基づく特定工場の緑地面積率等に関する条例制定権限を都道府県から町村へ移譲すること。

工場立地法に係る届出等の事務手続きフロー

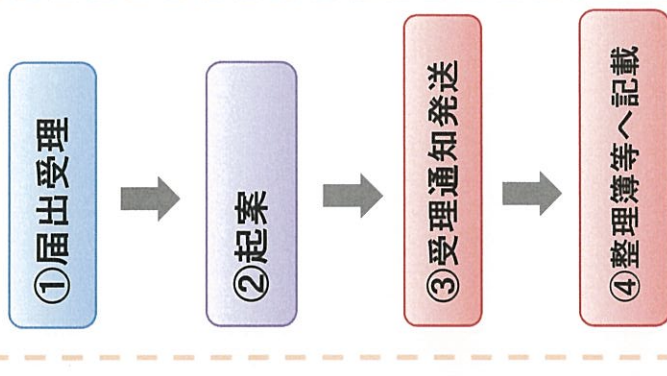
工場立地法に基づく特定工場(※)に対して、以下の事務手続きが発生※特定工場

業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力、地熱、太陽光発電所は除く)
規模：敷地面積9,000㎡以上 又は 建築面積3,000㎡以上

届出(第6～8条関係)
実施制限(第11条)に係る手続き



氏名等の変更(第12条関係)
承継(第13条)に係る手続き



勧告(第9条関係)

審査において次の事由に該当する時は勧告をすることができる。

1. 特定工場の新設等によってその周辺の地域における工場又は事業場の立地条件が著しく悪化すると認められるとき
2. 当該地域の自然条件又は立地条件からみて、当該場所を他の業種の製造業等の用に供することとすることが国民経済上きわめて適切なものであると認められるとき
3. 生産施設の面積等に係る届出の内容が工場立地に関する準則に適合せず、特定工場の周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
4. 指定地区に立地する特定工場からの汚染物質の排出量等の届出が同地区の他の向上の汚染物質との重合によりその周辺地域における大気又は水質に係る公害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

変更命令(第10条関係)

勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、勧告に係る事項の変更を命ずることができる。

罰則(第16条関係)

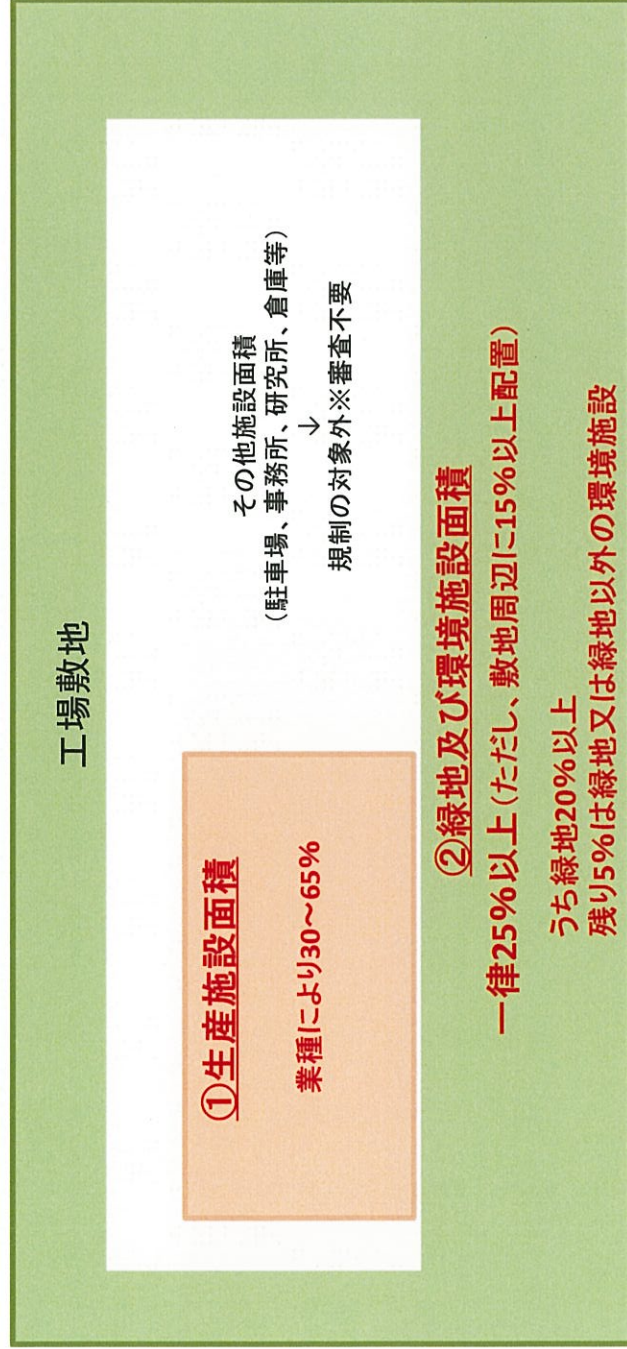
届出の未提出、虚偽の届出、変更命令に違反等の場合

事務処理時の審査項目及び移譲によるメリット

審査項目

※以下の項目が準則に適合しているかチェック

- ①工場敷地面積に対する生産施設面積(※1)率の割合
- ②工場敷地面積に対する緑地(※2)及び環境施設面積(※3)率の割合
- ③実施制限期間短縮の可否(準則適合の場合は期間短縮が可能)



権限移譲によるメリット

- 企業のメリット
 - 身近な市町村で手続きが済むことで、届出の時間と手間を大幅に短縮できる。
 - 市町村のメリット
 - 届出を通じて企業情報入手することで、これまで以上に企業との密接なコミュニケーションが図れる。
 - 地域の実情に応じた緑地面積率の設定が可能となる。

※1 生産施設(規則第2条)

製造業における物品の製造工程を形成する機械又は装置が設置される建築物等をいう。

※2 緑地(規則第3条)

次に掲げる土地、施設をいう。

①樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設

②低木又は芝その他地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る。)で表面が覆われている土地又は建築物屋上等緑化施設

※3 環境施設(規則第4条)

工場等の周辺地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされているものをいう。

例. 噴水、水流、池その他修景施設

屋外・屋内運動場

広場

教養文化施設

など